

【概要】 詳細は、募集要項及び業務仕様書を御覧ください。

施設名	小樽市総合体育館
施設所在地	小樽市花園 5 丁目 2 番 2 号
設置条例	小樽市総合体育館条例
指定の期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
指定管理者 が行う業務 の範囲	(1) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務、施設等の保守点検、清掃、暖房、 植栽管理、消耗品等の調達等に関する業務 (2) 体育館使用の受付及び使用許可、取り消しに関する業務 (3) 体育指導に関する業務 (4) 体育施設使用の受付及び使用許可に関する業務 (5) その他小樽市総合体育館の設置の目的を達成するために必要な業務 詳細は募集要項及び業務仕様書を御覧ください。
公募のスケ ジュール	公募の告示 7 月31日(金) 募集要項の配布 7 月31日(金)～ 公募説明会 8 月 5 日(水) 質問事項の受付 8 月 3 日(月)～8 月18日(火) 質問事項の回答 8 月25日(火) 申請書の受付 9 月 1 日(火)～9 月16日(水) 候補者の選定 10月
応募条件	(1) 小樽市内に事務所を有する法人等であること (2) 教育委員会主催事業及び自主事業が展開でき、利用者に対して体育指導を行える者を配置 できること (3) ボイラー取扱作業主任者 (1 級) を配置できること (4) 危険物取扱者 (乙種 4 類又は丙種) を配置できること (5) 防火管理者 (甲種) を配置できること 詳細は募集要項を御覧ください。